

一宮町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月17日

一宮町教育委員会教育長

行之内 達



一宮町教育委員会告示第8号

一宮町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部を改正する告示

一宮町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱（平成20年一宮町教委告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表中、医療費の項中「学校保健法施行令」を「学校保健安全法施行令」に、「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この告示は、令和6年12月17日から施行する。